

写

各議案第一号

町議會議員の選挙区及選挙すべき議員の数に関する条例を
廃止する条例について

右の議案を別紙のとおり提出する。

昭和四十年七月九日提出

提出者	三朝町議會議員	岡本 甚六
賛成者	三朝町議會議員	天野 廉三
賛成者	三朝町議會議員	川北 庄一

提案理由

本町は合併以来すでに十一年八月を経過した現在においては、公取選挙法第十五条第五項に定める選挙区設定はとくにその必要がないものと認めらる。

昭和四拾年七月九日 特別委員会に付託 肉令中の継続審査を決定

三朝町議会議長 矢田秀雄

昭和四拾年八月拾日 否決

三朝町議会議長 夕日秀雄



町議會議員の選挙区及選挙すべき議員の数に関する条例を
廃止する条例

町議會議員の選挙区及選挙すべき議員の数に関する条例（昭和二十八年

三朝町条例第六号）は廃止する。

附 則

この条例は公布の日から施行し次の一般選挙から適用する。